

多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 多世代交流の促進、多機能化による市民の利便性の向上並びに児童の健康の増進及び情操の
かん養を図るため、多治見市小泉交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多治見市小泉交流センター
- (2) 位置 多治見市小泉町7丁目178番地

(施設)

第3条 交流センターに次の施設を置く。

- (1) 会議室、郷土資料コーナー及び運動場（以下「地域交流スペース」という。）
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定による多治見市小泉児童センター(以下「児童センター」という。)

(事業)

第4条 地域交流スペースは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。
- (2) その他地域交流の促進のための施設提供に関すること。

2 児童センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。
- (2) 健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。
- (3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。
- (4) その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

(運営の基本)

第5条 交流センターは、第1条の目的を達成するため、第3条に規定する施設相互の連絡調整を密
にすることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 交流センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるもの
とする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業
- (2) 交流センターの使用許可に関すること。
- (3) 交流センターの維持管理に関すること。
- (4) 使用料の徴収に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(開館時間等)

第8条 交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の申請及び許可)

第9条 交流センターの施設（運動場を除く。以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あ
らかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって児童セン
ターを個人で使用しようとするものについては、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその許可に係る事項を変更しようとする
ときも、前2項と同様とする。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。
 - (3) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) その他交流センターの管理上支障があるとき。
- (使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として納入しなければならない。ただし、第9条第1項ただし書の規定により使用する場合は、この限りでない。

2 使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続により申請した場合にあっては、使用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

第11条第1項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(目的外使用)

第17条 市長は、別表に掲げる部屋及び運動場を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

2 第9条から前条までの規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第9条第1項中「交流センターの施設（運動場を除く。以下「施設」という。）」とあるのは「交流センターの施設（以下「施設」という。）」と、同条第1項及び第2項、第10条並びに第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第13条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他交流センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第19条 原状の回復を怠った者又は施設を毀損し、若しくは滅失した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 施設の使用の申請の受理、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第1条第2項の表多治見市大原児童館の項を削る。
- 4 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項中「幼児又は少年」を「児童」に改める。
- 5 次に掲げる条例の規定中「幼児及び少年」を「児童」に改める。
 - (1) 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号）第9条第1項第1号
 - (2) 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例第2条
 - (3) 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第3号）第9条第1項第1号
 - (4) 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第2号）第9条第1項第1号

別表（第13条、第17条関係）

| 区分 | 使用料（1時間までごとに） | 冷暖房設備使用料（1時間までごとに） |
|------|---------------|--------------------|
| 大会議室 | 310円 | 100円 |
| 小会議室 | 210円 | 100円 |
| 遊戯室 | 390円 | 100円 |
| 運動場 | 390円 | — |